(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山一の一九（次の図に示す部分に限る。）、一の四三、一の五五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町新郷字赤井九二の五六・九二の五七・九二の五九・九二の六一から九二の六五まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、九二の五八、九二の六〇、九二の一二七、青垣町遠阪字深山二〇七二の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深山二〇七二の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

埼玉県秩父市伊古田字九尊沢七五九の一、七五九の二、七五九の四、七六四の一、八一〇、八一一の一、八一一の二、八一一の四、字茗荷沢九一七、九一八、九二〇の一、九二一、九二二、九二四、九二五、九四〇、九四一、九四二の一、九四七の一、九四七の二、九四七の五、九四八、字日向平九八七、九九〇、字伊古田山八八四から八八八まで、八九一から八九三まで、八九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六〇の七

(一)　次に掲げる土地に存する標柱十号から標柱四十六号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱四十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六〇の六、二七六〇の七、二七六一の八、二七六一の一四、二七六一の一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

四　指定の有効期間　二年

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県観音寺市粟井町字奥野々三四〇四の一、三三五六の一、三四〇四の一、三三九三六

四　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び観音寺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３１１号

秋田市新屋松美ガ丘北町３番５号　フォーブル松美ガ丘103号

債務者　小野　智央

1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　冨田　大

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２号

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1017番地

債務者　芳賀　有加

1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後２時

5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで

山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９２号

福島県いわき市小名浜岡小名字馬上44番地の１　スカイプラザＤ―103

債務者　花河　保

1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松本　三加

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで

福島地方裁判所いわき支部